

# 社会科教育実践における教師のゲートキーピング

—消費者市民社会の構築を目指した学校と社会のコミュニケーション—

Strategy of Gatekeeping for Social Studies Education

—Communication for social relevance to create the Society with Consumer Citizenship—

田中 伸<sup>1</sup> (Noboru TANAKA)  
前田 佳洋<sup>2</sup> (Yoshihiro MAEDA)  
矢島 徳宗<sup>2</sup> (Norimune YAZIMA)

## 【概要】

本研究は、教師のゲートキーピングに基づく社会科教育研究及び実践の方略を示すものである。社会科教育研究・実践は、理想的な指導案を作成し、実践することではない。中長期的なゴール (goal) を設定し、カリキュラムをデザインし、それに合わせて教育内容・教育方法を選択する。その際、現在の学級・子どもに合わせてそのカリキュラムを適宜修正・改変してゆく。社会科教員は、このような力の育成が求められている。

本稿では、消費者教育実践を元に、教師のゲートキーピングのあり方を示してゆく。研究方法は以下3点である。第1は、子どもが持つ既存の価値観や認識に着目し子どもの認識を活用することである。理想的かつ不変的な教育内容を伝達する授業ではなく、子どもの認識や見方・考え方を基盤とした教育実践をデザインする。

第2は、教師によるゲートキーピングの方略を示してゆく。本稿では、中学校社会科公民分野（私たちの暮らしと経済）を事例とし、第1で明らかにした子どもの認識を基盤に、同単元を2つの方法を用いて授業化する。ゴール (goal) に応じた授業のゲートキーピングのあり方を示す。

第3は、学社連携である。本研究では、社会科教育実践の「おまご」と化を克服するため、授業を現実社会と繋ぐべく、実際の社会で起きている問題や課題を、社会の文脈で扱うことを目指し、消費生活アドバイザーらとともに授業をデザイン・実施した。

キーワード：社会科教育，主権者教育，探究，Philosophy for Children，ゲートキーピング

## 1. はじめに—教育実践における子どもの探究—

MOOCやOPEN UNIVERSITYの台頭が目覚ましい。また、欧米諸国では大学間における単位互換が進み、一定の条件の下で自由に授業を受け、単位取得が可能となってきた。これは、ベースとなる大学は決めるものの、従来のようにその大学内で全ての講義を選択する形ではなく、受講したい講義を様々な大学から選択し、講義に合わせて大学を往来する形を指す。これ

は、自身が「どこで学ぶか」という意識から「何を学ぶか」という意識への転換が進んで来たことの一例である。

このような所属意識の解体は、初等・中等教育段階でも進みつつある。現在、学校教育は、不登校やいじめ対策等の流れの中で、学校・教育委員会・家庭が連携する中で、様々な教育機会を保障してゆくことが求められつつある。学校に所属しながらも、個々人で学びを選択してゆくという流れである。目的は、学校への所属ではなく、学びの質の保障にある。

上記の傾向は、学校教育における学びのスタ

1 岐阜大学教育学部

2 岐阜大学教育学部附属中学校

イルを変革してゆく。従来の学びは、社会諸科学の内容知を基盤とした、説明主義的な学びであった。すなわち、歴史学や地理学、政治学や法学等の学問成果を授業で取り扱い、より効率的に説明をしてゆく授業が展開されていた。しかし、近年、客観主義的な知識論は見直しが図られ、知識の構築性や相互関係を踏まえ、学校ではそれらの絶対性を暴く学びも展開されてきた。例えば、「民主主義を学ぶ」学習ではなく、「民主主義という言葉説を疑う」学びである。そのような学びの中で、教師による説明一辺倒の授業は少なくなり、アクティブ・ラーニングをはじめ、子どもが相互に探究してゆく授業が数多く展開されつつある。

このような傾向は、様々な領域にみられる。例えば、消費者教育の領域である。田中は、学校教育における消費者教育の課題として第1に、「消費者保護」を説明・教授する授業が依然として多く、消費者市民という概念を複合的に分析・考察する、「社会を考える学び」が十分に開発・実践されていないこと、第2に学校教育と社会教育が分離し、学校教育領域では、様々な研究・実践が試みられている社会教育領域の研究・実践成果を生かした授業へと昇華されていないことを明らかにした。特に第1は、消費者市民社会に生きる主権者育成としての学習は、知識・現実社会の現象・理想とする社会像といった3者が織り成す重層的な構造を分析・解き明かし、そこへ主体的に参画する資質の育成を目指す必要がある。しかしながら、そのような学習はほとんど行われていないことを指摘した<sup>1</sup>。

消費者市民とは、個人のニーズを求めて消費生活を送るだけでなく、その消費行動や、社会生活、政策形成過程などを通じて国際・国内・地域など各社会の改善と発展などに積極的に取り組む人々を指す<sup>2</sup>。消費者市民社会とは、そのような市民が主体的に創り出す社会である。現在の消費者教育は、従来頻繁にみられた消費者保護の論理を後退させ、消費者市民社会を主体的に形成する主権者の育成を目指している<sup>3</sup>。

本研究は、以下3点の研究方法を用いる。第1は、子どもの認識を活用することである。子どもたちは、家庭環境や社会環境の中ですでに

何らかの知識や見方・考え方を持っている。また、それらは子どもたちの価値観や意思決定、判断基準へ大きく影響を与えている。本研究では、子どもが持つ既有的な価値観や認識に着目し、それらを活用する方略を取る。

第2は、2つの授業方略を示すことである。社会科授業の方法論に絶対的な方略は無い。授業は、授業の目標を設定し、それに基づき内容・方法を自由に選択する。育成を目指す子ども像を想定し、それに合わせた方略を選択する必要がある。これが、教師のゲートキーピングである<sup>4</sup>。そのため、本研究では、同じ単元を子どもの認識や価値観に基づき2つの方法を用いて授業化する方略を示すことで、目標に応じた授業のゲートキーピングのあり方を示す。

第3は、学社連携である。社会科教育の中で、度々意思決定学習や合意形成学習がなされる。しかし、それらは社会の文脈から外れたものになってしまうことも多く、それらが「おままごと」化している場面も頻繁にみられる。この繰り返しは、子どもの学ぶ意欲へも大きく影響を与える。すなわち、子どもの中で「今回の学習は、所詮授業の中だけの意思決定や価値判断である」との認識を与えてしまう。これは、授業での学びが現実社会の文脈とかけ離れているために起こる<sup>5</sup>。例えば、消費者教育の領域は、様々な専門家が存在する。特に、日々消費生活相談の現場で対応をする消費生活相談員や消費生活アドバイザーは現実社会の実態を捉えている。本研究では、「おままごと」化を克服するため、授業を現実社会と繋ぐべく、実際の社会で起きている問題や課題を、社会の文脈で扱うことを目指し、消費生活アドバイザーらとともに授業をデザイン・実施した。

## 2. 生徒の認識とその傾向

### (1) 質問紙調査の内容と方法

本研究では、消費者や契約等に関わる生徒の既存の認識を事前に質問紙に基づき調査した。実施した調査用紙は以下である。

【アンケート（プレテスト・ポストテスト）】

①「買い物をするときに重視する価値観について、重要度の高い順に数字を( )に記入してください。

嗜好や欲求などの 個人的価値観 ( )	価格や金銭などの 経済的価値観 ( )	環境や慣習などの 社会的価値観 ( )
---------------------------	---------------------------	---------------------------

②「契約」という言葉から思い浮かぶことはなんですか。思い浮かぶこと全てに○をつけてください。

サイン・押印する	法的関係	約束	思い浮かばない
お金	大人	会社	ルール
難しい	自由	慎重	対等
合意	拘束	権利と責任	口約束でもよい

③あなたは「契約」をしたことがありますか。いずれかに○をつけてください。

はい ・ いいえ

④「契約」が成立するとは、どういうことか書いてください。

⑤「消費者」とは、何ですか。

⑥契約してしまったけれども、クーリング・オフなどの解約ができない場合、あなたはどのように行動しますか。

問1は、生徒が持つ価値規範を把握するものである。買い物の際に重視する価値観を、個人的価値観・経済的価値観・社会的価値観の3つから選択する問いを設定した。問2は、生徒の契約に対するイメージを探り、身近な消費生活における契約の捉え方を把握するものである。これは、契約という言葉から想起されるキーワードを、16の選択肢から生徒が自由に選択する形式を採った。問3は日常生活の中で契約を意識しているかどうか、問4は既習知識である契約概念の理解度を計るための問いである。問4では、生徒各々の認識レベルを正確に捉えるため、契約成立の時期を自由記述で書いてもらう形式を採った。問5と問6は、消費者市民社会に関する知識と価値観を問うものとして、問5は消費者概念の認識、問6は消費者市民的な視点の有無と、その視点に基づく行動の多様性を把握するための問いを設定した<sup>6</sup>。

(2) A学級における生徒の認識傾向

まず、授業前にA学級(中学3年生26人)に対して行なった調査結果の内、問5(「消費者とは、何ですか」(消費者の定義))と問6(「契約してしまったけれども、クーリング・オフなどの解約ができない場合、あなたはどのように行動しますか」(解約不可能な際の行動様式))の結果をその傾向から典型的に示したものが以下である<sup>7</sup>。

表1：消費者の定義

	お金で物やサービスを購入する人	国を支えているみんな	契約する人	経済活動をする人	ものやサービスを提供される人
「消費者」とは	25	1	0	0	0

生徒らにとって、「消費者」とは、「お金や物でサービスを購入する人」というイメージが96%(25人)でほぼすべてであり、それ以外の定義づけができていない生徒は見られなかった。また、その消費者が自分自身にも当てはまると捉えることはなく、消費者の行動によってよりよい社会が形成されると捉えている生徒も見られなかった。これは、消費生活が自分の生活と関連していることや、消費者で自分自身の行動によってよりよい社会の形成がなされるという考え方が無い状態であることを示している。

表2：解約不可能な際の行動様式<sup>8</sup>

	相談する	業者に言う	調べる	あきらめる	気をつける	その他
解約できない場合どうするか	7	4	1	4	5	9

また、問6(解約不可能な際の行動様式)は、消費問題専門の機関に相談をすると回答した生徒が最多の23%(7人)であった。「業者に訴える」と「あきらめる」は13%(4人)であり、「気をつける」と自己の責任と科す生徒が17%(5人)いた。その他に該当する回答では、「裁判をする、警察に言う」(5人)が代表的な回答であった。これらの回答から、消費問題に対しては専門機関に相談をする他、何らかの行動をしようと考えてはいるものの、適切な行動がイメージできていない生徒がいることが分かった。この結果が示すように、A学級の生徒は、消費者が社会で果たす役割を理解していないことや、消費問題に対して具体的にどのように行動すればよいか理解できていないことがわかる。

上記の状況を踏まえ、A学級では、消費生活や消費者市民という概念をまずは理解させ、その上で現実的な問題に対する行動のあり方を考えることを通して、消費者市民社会における資質の形成を目指す授業を構想した。

(3) B学級における生徒の認識傾向

B学級(中学3年生39人)でも同様にアンケートを実施した。消費者の定義(問5)と解約不可能な際の行動様式(問6)の結果を示したものが以下である。

表3：消費者の定義

	お金で物やサービスを購入する人	国を支えている人みんな	契約する人	経済活動をする人	ものやサービスを提 供される人
「消費者」とは	34	5	0	0	0

まず、「消費者とは何か」（消費者の定義）という問いについては、「お金でものやサービスを購入する人」が87%（34人）で、大多数であった。「国を支えている人みんな」が13%（5人）であった。この2つ以外の考え方を持つ生徒はみられなかった。生徒にとって、消費者とはお金のやり取りによって、商品を購入するという認識の生徒が多数であることが分かる。

表4：解約不可能な際の行動様式

	相談する	業者に言う	調べる	あきらめる	その他
解約できない場合どうするか	14	4	0	20	6

次に、「解約できない場合どうするか」（解約不可能な際の行動様式）という問いに対しては、「あきらめる」45%（20人）が最多で、次点が「相談する」の30%（14人）、「業者に言う」9%（4人）と続いた。ここでは、「あきらめる」、つまり何もせず、泣き寝入りをする回答した

生徒が最も多く、また消費者センターなどの「業者に言う」と回答する生徒も多かった。また、「その他」の回答として「お金で解決する」「裁判をする」などの回答もみられた。これは、当該の状況に陥った場合の選択肢が無いこと、また、対処法が自分の生活からかけ離れたものであり、消費者問題を自分にも起こりうる問題であると捉えていないことが考えられる。そこで、B学級では消費者問題と自身を繋げ、自身の問題として社会問題を捉えることを意図した授業を構成した。

以上、本研究では、生徒の価値観や認識調査の結果をもとに、2つのタイプの授業をデザインし、実施した。

### 3. 実践したカリキュラムの構成<sup>9)</sup>

#### (1) A学級におけるカリキュラム構成

##### A. カリキュラム構成

本研究では、授業実践をイレギュラーな投げ入れ教材ではなく、通常のカリキュラム構成の中に位置付けて実施した。A学級のカリキュラムを示したものが図1である。カリキュラムは全5時間構成である。第1時間目は「基本的人権と個人の尊重」、第2時間目は「私たちの消

(○…ねらい、…主な学習活動、◎…授業後の生徒の意識、→…獲得する見方や考え方)

**I 「知る」段階 「消費生活」の枠組みにかかわる基礎的・基本的内容の「習得」**

**第1時 基本的人権と個人の尊重**  
 ◎消費者問題（パフォーマンス課題）の解決策を考える活動を通して、身近な消費生活の中にトラブルが潜んでいることに気づき、消費者としてどのように関わっていくべきかを考えようとする意欲をもつことができる。（関心・意欲・態度）  
 私たちは、消費者問題にどのように向き合えばよいのだろうか。  
 ・パフォーマンス課題に対する解決策を考える。  
 ・なぜそのような解決策に行き着いたのか、根拠を明らかにして説明する。  
 ◎私は、このような消費者問題に出会ったら、何かしたいと思うけれど、どう行動してよいかわからず泣き寝入りしてしまうかもしれない。しかし、自分の権利を守るためには、行動する必要がある。一体どんな方法があるのだろうか。自立した消費者となるためには、大切なことは何だろうか。  
 →消費者問題は身近な問題である。消費者問題に対して自ら行動する必要がある

**第2時 私たちの消費生活**  
 ◎消費生活について理解する活動を通して、暮らしを豊かにするために限られた収入や時間とさまざまな選択をしていることに気づき、よりよい消費生活を送るために正しい見直しを立て、計画性を身につけることが大切と理解することができる。（知識・理解）  
 消費生活で大切にすべきことは何か。  
 ・経済が生産と消費という活動を遂げて暮らしを豊かにする仕組みであることを理解する。  
 ・商品の選択、消費と貯蓄の配分などを、見直しを伴って行う必要があることを理解する。  
 ◎わたしたちは生活をより豊かにするために消費生活を送っている。しかし、欲求を満たすためだけに考えようと生活が破綻してしまう。見直しを伴って消費生活を豊かにしていきたい。  
 →経済の仕組み、必要な商品の選択、消費と貯蓄の合理的な配分、計画的な消費生活

**第3時 契約と消費生活**  
 ◎さまざまな契約の事例を読み取る活動を通して、広告の情報をもとに、商品を選択する活動を通じて、情報を読み取る重要性を理解する。  
 ・食品偽造問題をもとに、消費者が売り手に対して不利な立場にあることを理解する。  
 ◎私たちが最も確信が強い買ひ損も契約だと言えることがわかった。契約が成立すればそれを守る義務が生じるので、限られた情報の中で慎重に検討する必要がある。  
 →契約、消費者主権の重要性、買ひ損が不利になり消費者問題が起きること

**第4時 消費生活を支える流通**  
 ◎商品が生産者から消費者に届くまでの流れを読み取る活動を通して、流通の合理性が進んでいることに気づき、流通の合理性が時代とともに変化していることを理解できる。（知識・理解）  
**商品がどのような経路で私たちの手に届くのだろうか。**  
 ・仕入れ方の違いを読み取る活動を通して、流通の合理性が進んでいることを長所と短所を理解する。  
 ◎手元に商品が届くまでは、様々な経路を辿っていることがわかった。近年は流通を合理化させることでコストを抑えるなど、企業も努力していることがわかった。  
 →流通、商業、流通の合理化による長所と短所

**第5時 消費者の権利を守るために**  
 ◎消費者問題の解決策を考える活動を通して、問題を解決することは自己救済だけでなく、消費者市民社会の形成につながることに気づき、消費者市民として主体的に消費者問題に関わろうとすることができる。（関心・意欲・態度）  
 私たちは、消費者問題にどのように向き合えばよいのだろうか。  
 ・資料をもとにして、グループで解決策を考へる。  
 ・単元導入と本時の解決策の違いを分析し、自己の学びを評価する。  
 ◎私は祖母に対して、消費者が保護されていることを伝えて、安心感を与えた上で、決して泣き寝入りせずに様々な制度や窓口を活用して契約を解除するといふアドバイスをしたいです。なぜなら、そうすることで祖母自身が救われるだけでなく、同じ被害に遭う人を減らして、健全な社会の形成につながるからです。今後、もし同じようなことがあったら、自己救済だけでなく、健全な社会の形成のためにもつながっていると考えて、積極的に行動したいと思えます。  
 →消費者問題に対して行動することは、自己の救済だけでなく社会貢献でもある。

**II 「わかる」段階 「消費生活」の具体にかかわる基礎的・基本的内容の「習得」**

**第1時 基本的人権と個人の尊重**  
 ◎消費者問題（パフォーマンス課題）の解決策を考える活動を通して、身近な消費生活の中にトラブルが潜んでいることに気づき、消費者としてどのように関わっていくべきかを考えようとする意欲をもつことができる。（関心・意欲・態度）  
 私たちは、消費者問題にどのように向き合えばよいのだろうか。  
 ・パフォーマンス課題に対する解決策を考える。  
 ・なぜそのような解決策に行き着いたのか、根拠を明らかにして説明する。  
 ◎私は、このような消費者問題に出会ったら、何かしたいと思うけれど、どう行動してよいかわからず泣き寝入りしてしまうかもしれない。しかし、自分の権利を守るためには、行動する必要がある。一体どんな方法があるのだろうか。自立した消費者となるためには、大切なことは何だろうか。  
 →消費者問題は身近な問題である。消費者問題に対して自ら行動する必要がある

**第2時 私たちの消費生活**  
 ◎消費生活について理解する活動を通して、暮らしを豊かにするために限られた収入や時間とさまざまな選択をしていることに気づき、よりよい消費生活を送るために正しい見直しを立て、計画性を身につけることが大切と理解することができる。（知識・理解）  
 消費生活で大切にすべきことは何か。  
 ・経済が生産と消費という活動を遂げて暮らしを豊かにする仕組みであることを理解する。  
 ・商品の選択、消費と貯蓄の配分などを、見直しを伴って行う必要があることを理解する。  
 ◎わたしたちは生活をより豊かにするために消費生活を送っている。しかし、欲求を満たすためだけに考えようと生活が破綻してしまう。見直しを伴って消費生活を豊かにしていきたい。  
 →経済の仕組み、必要な商品の選択、消費と貯蓄の合理的な配分、計画的な消費生活

**第3時 契約と消費生活**  
 ◎さまざまな契約の事例を読み取る活動を通して、広告の情報をもとに、商品を選択する活動を通じて、情報を読み取る重要性を理解する。  
 ・食品偽造問題をもとに、消費者が売り手に対して不利な立場にあることを理解する。  
 ◎私たちが最も確信が強い買ひ損も契約だと言えることがわかった。契約が成立すればそれを守る義務が生じるので、限られた情報の中で慎重に検討する必要がある。  
 →契約、消費者主権の重要性、買ひ損が不利になり消費者問題が起きること

**第4時 消費生活を支える流通**  
 ◎商品が生産者から消費者に届くまでの流れを読み取る活動を通して、流通の合理性が進んでいることに気づき、流通の合理性が時代とともに変化していることを理解できる。（知識・理解）  
**商品がどのような経路で私たちの手に届くのだろうか。**  
 ・仕入れ方の違いを読み取る活動を通して、流通の合理性が進んでいることを長所と短所を理解する。  
 ◎手元に商品が届くまでは、様々な経路を辿っていることがわかった。近年は流通を合理化させることでコストを抑えるなど、企業も努力していることがわかった。  
 →流通、商業、流通の合理化による長所と短所

**第5時 消費者の権利を守るために**  
 ◎消費者問題の解決策を考える活動を通して、問題を解決することは自己救済だけでなく、消費者市民社会の形成につながることに気づき、消費者市民として主体的に消費者問題に関わろうとすることができる。（関心・意欲・態度）  
 私たちは、消費者問題にどのように向き合えばよいのだろうか。  
 ・資料をもとにして、グループで解決策を考へる。  
 ・単元導入と本時の解決策の違いを分析し、自己の学びを評価する。  
 ◎私は祖母に対して、消費者が保護されていることを伝えて、安心感を与えた上で、決して泣き寝入りせずに様々な制度や窓口を活用して契約を解除するといふアドバイスをしたいです。なぜなら、そうすることで祖母自身が救われるだけでなく、同じ被害に遭う人を減らして、健全な社会の形成につながるからです。今後、もし同じようなことがあったら、自己救済だけでなく、健全な社会の形成のためにもつながっていると考えて、積極的に行動したいと思えます。  
 →消費者問題に対して行動することは、自己の救済だけでなく社会貢献でもある。

**III 「考える」段階 「消費生活」の特質にかかわる知識、見方や考え方、概念の「活用」**

**第1時 基本的人権と個人の尊重**  
 ◎消費者問題（パフォーマンス課題）の解決策を考える活動を通して、身近な消費生活の中にトラブルが潜んでいることに気づき、消費者としてどのように関わっていくべきかを考えようとする意欲をもつことができる。（関心・意欲・態度）  
 私たちは、消費者問題にどのように向き合えばよいのだろうか。  
 ・パフォーマンス課題に対する解決策を考える。  
 ・なぜそのような解決策に行き着いたのか、根拠を明らかにして説明する。  
 ◎私は、このような消費者問題に出会ったら、何かしたいと思うけれど、どう行動してよいかわからず泣き寝入りしてしまうかもしれない。しかし、自分の権利を守るためには、行動する必要がある。一体どんな方法があるのだろうか。自立した消費者となるためには、大切なことは何だろうか。  
 →消費者問題は身近な問題である。消費者問題に対して自ら行動する必要がある

**第2時 私たちの消費生活**  
 ◎消費生活について理解する活動を通して、暮らしを豊かにするために限られた収入や時間とさまざまな選択をしていることに気づき、よりよい消費生活を送るために正しい見直しを立て、計画性を身につけることが大切と理解することができる。（知識・理解）  
 消費生活で大切にすべきことは何か。  
 ・経済が生産と消費という活動を遂げて暮らしを豊かにする仕組みであることを理解する。  
 ・商品の選択、消費と貯蓄の配分などを、見直しを伴って行う必要があることを理解する。  
 ◎わたしたちは生活をより豊かにするために消費生活を送っている。しかし、欲求を満たすためだけに考えようと生活が破綻してしまう。見直しを伴って消費生活を豊かにしていきたい。  
 →経済の仕組み、必要な商品の選択、消費と貯蓄の合理的な配分、計画的な消費生活

**第3時 契約と消費生活**  
 ◎さまざまな契約の事例を読み取る活動を通して、広告の情報をもとに、商品を選択する活動を通じて、情報を読み取る重要性を理解する。  
 ・食品偽造問題をもとに、消費者が売り手に対して不利な立場にあることを理解する。  
 ◎私たちが最も確信が強い買ひ損も契約だと言えることがわかった。契約が成立すればそれを守る義務が生じるので、限られた情報の中で慎重に検討する必要がある。  
 →契約、消費者主権の重要性、買ひ損が不利になり消費者問題が起きること

**第4時 消費生活を支える流通**  
 ◎商品が生産者から消費者に届くまでの流れを読み取る活動を通して、流通の合理性が進んでいることに気づき、流通の合理性が時代とともに変化していることを理解できる。（知識・理解）  
**商品がどのような経路で私たちの手に届くのだろうか。**  
 ・仕入れ方の違いを読み取る活動を通して、流通の合理性が進んでいることを長所と短所を理解する。  
 ◎手元に商品が届くまでは、様々な経路を辿っていることがわかった。近年は流通を合理化させることでコストを抑えるなど、企業も努力していることがわかった。  
 →流通、商業、流通の合理化による長所と短所

**第5時 消費者の権利を守るために**  
 ◎消費者問題の解決策を考える活動を通して、問題を解決することは自己救済だけでなく、消費者市民社会の形成につながることに気づき、消費者市民として主体的に消費者問題に関わろうとすることができる。（関心・意欲・態度）  
 私たちは、消費者問題にどのように向き合えばよいのだろうか。  
 ・資料をもとにして、グループで解決策を考へる。  
 ・単元導入と本時の解決策の違いを分析し、自己の学びを評価する。  
 ◎私は祖母に対して、消費者が保護されていることを伝えて、安心感を与えた上で、決して泣き寝入りせずに様々な制度や窓口を活用して契約を解除するといふアドバイスをしたいです。なぜなら、そうすることで祖母自身が救われるだけでなく、同じ被害に遭う人を減らして、健全な社会の形成につながるからです。今後、もし同じようなことがあったら、自己救済だけでなく、健全な社会の形成のためにもつながっていると考えて、積極的に行動したいと思えます。  
 →消費者問題に対して行動することは、自己の救済だけでなく社会貢献でもある。

図1：A学級におけるカリキュラム構成「私たちの暮らしと経済 1節 消費生活と経済」

費生活」, 第3時間目は「契約と消費生活」, 第4時間目は「消費生活を支える流通」, 第5時間目は「消費者の権利を守るために」である。第1時間目にMQ「私たちは、消費者問題にどのように向き合えばよいのだろうか」を提示し、2時間目から4時間目で関連する知識や見方・考え方を学び、5時間目ではそれらの知識や概念を活用することで、1時間目同じMQを考えてゆく構成を設定した。

なお、A学級のカリキュラムでは、プレテストの結果を踏まえ、まずは消費者市民社会の概念を捉える段階を置き、全体を3段階(「知る」段階: 消費者問題に出会う、「わかる」段階: 消費者問題を考えるために必要となる知識や概念を学ぶ、「考える」段階: 解決策を考えていく段階)の構成を取った。すなわち、消費生活に関わる基礎的・基本的内容の習得を前提とした。その上で、その知識を具体的な場面で活用させる段階を置き、知識や概念を活用(応用)させる段階を踏んだ。今回の授業は、この応用段階である5時間目で実施した。

イ. 授業過程

授業は第1時間目と同じMQである「私たちは、消費者問題にどのように向き合えばよいの

だろうか」という問いを設定した。本時の目標は「消費者問題の解決方法を考える活動を通して、問題を解決することは自己救済だけでなく、消費者市民社会の形成につながることに気付き、消費者市民として主体的に消費者問題に関わろうとすることができる」である。実施した授業過程を示したものが以下表5である。本時は、前時までに獲得した消費生活に関わる知識や概念を踏まえた上で、具体的な消費者問題を分析する構成をとった。

本授業で取り上げた消費者問題の事例は、以下である。

昨日、部活が休みで早く帰宅したら、おばあちゃんが一人のため息をついていた。「おばあちゃんどうしたの?」とあなたが尋ねると、「お父さんとお母さんには内緒にしてね。」と改めて考えることを確認してから課題を確認する。

5日前、自宅に電話がかかってきて「今使っている布団を無料でクリーニングしますよ。」と言われ、昨日、その業者に家に来てもらうことになった。業者は祖母の布団を見るなり、「この布団はダニだらけですよ。このままこれを使っていたら長生きできませんよ。」と言ってきた。それを聞いてとても恥ずかしい

表5: 「私たちは、消費者問題にどのように向き合えばよいのだろうか」の授業過程

時間	○生徒の学習活動・予想される生徒の反応	◇資料・指導上の留意点
0	○本時の課題を確認する。 昨日、部活が休みで早く帰宅したら、おばあちゃんが一人のため息をついていた。「おばあちゃんどうしたの?」とあなたが尋ねると、「お父さんとお母さんには内緒にしてね。」と改めて考えることを確認してから課題を確認する。	◇パフォーマンス課題 ◇ワークシート1 ・単元導入で考えた課題について、改めて考えることを確認してから課題を確認する。
5	5日前、自宅に電話がかかってきて「今使っている布団を無料でクリーニングしますよ。」と言われ、昨日、その業者に家に来てもらうことになった。業者は祖母の布団を見るなり、「この布団はダニだらけですよ。このままこれを使っていたら長生きできませんよ。」と言ってきた。それを聞いてとても恥ずかしい気持ちになっていたところに、業者は、「今なら絶対にダニのつかない高級布団がありますよ。デパートで買ったら80万円のところ、おばあちゃんには特別に48万円で売りますよ。」とさかんに進めてきた。祖母は、「そんな高い買い物すぐに決められないわ。考えてからお返事をするので今日は帰ってください。」といったんは断りました。しかし、業者は「おばあちゃんが買うと返事するまでは届くはずですよ。」と部屋に居座ってしまっただ。そして、帰ってきた新しい布団をビニールから取り出して、押入れにしまいこみ、祖母の布団を車に積み込んでしまった。祖母はもう断れないと思い、業者が出してきた契約書に名前と住所を書いて業者に帰ってもらった。 「本当はこんなにも高いお布団を買う気はなかったのに、断れずに買うことになってすごく後悔しているの。」と話している。あなたならどうしますか。	◇消費者契約法 ◇クーリング・オフ制度 ◇相談窓口 ◇特定商取引法の申出制度 ・グループごとに、対応の仕方をホワイトボードにまとめる。 ・不明な点があれば、専門家に尋ねるように促す。 ・対応の仕方の具体とともに、そう考えた意図も発表させる。
	○資料をもとにして、グループで対応の仕方を考える。	◇申出制度の利用状況(岐阜県2015) ・相談者は何を目的としているのか問いかけて、自己救済を求めていることに気付かせる。 ・専門家からの講評を受ける。
20	○全体で意見を交流したのちに、共通する意図を見出す。 ・どの対応も、困っている祖母を助けようとする意図がある。しかし、このアドバイスをすることによって祖母が助けられるだけでなく、被害の拡大を防いだり、健全な社会を作り出したりすることにもつながる。	【評価規準】 消費者市民社会の形成のために、主体的に消費者問題に関わろうと考えている。 (ノートの記述/発言) 【関心・意欲・態度】
30	○申出制度の利用状況から、今後求められることを考える。 ・年間1万件以上の相談があるにもかかわらず、たった1件しか申出制度の利用がされていない。つまり、これは、消費者が自己の救済を求めるところにとどまっていることを表している。問題を解決することは、自己の救済だけでなく、社会全体の改善につながるということを考えて行動していく必要があるのではないかと。	◇ワークシート2 ・導入時と終末時の記述内容を自己分析し、思考の変容をとらえ、評価する。
35	○最終的に自分が最適だと思う対応と、その意図をワークシート2にまとめる。 私は祖母に対して、消費者が保護されていることを伝えて、安心感を与えた上で、決して泣き寝入りせず様々な制度や窓口を活用して契約を解除するとよいとアドバイスをしたいと思います。なぜなら、そうすることで祖母自身が救われるだけでなく、同じ被害に遭う人を減らして、健全な社会の形成につながると思うからです。今後、もし同じようなことがあったら、自己救済だけでなく、健全な社会の形成のためにもつながっていると考えて、積極的に行動したいと思っています。	
40	○本時の学びを振り返って、ワークシート2に自己評価する。	
50		

気持ちになっていたところに、業者は、「今なら絶対にダニのつかない高級布団がありますよ。デパートで買ったら80万円のところ、おばあちゃんには特別に48万円で売りますよ。」とさかんに進めてきた。祖母は「そんな高い買い物すぐに決められないわ。考えてからお返事をするので今日は帰ってください。」といったんは断りました。しかし、業者は「おばあちゃんが買うと返事するまではぼくは帰りませんよ。」と部屋に居座ってしまった。そして、持ってきた新しい布団をビニールから取り出して、押入れにしまいこみ、祖母の布団を車に積み込んでしまった。祖母はもう断れないと思い、業者が出してきた契約書に名前と住所を書いて業者に帰ってもらった。「本当はこんなに高いお布団を買う気はなかったのに断れずに買うことになってすごく後悔しているの」と話している。あなたならどうしますか。

本授業は、教員と消費生活相談員が共同で設計した。そのため、扱う事例はすべて消費生活相談員の照会による現実社会で起きた問題を設定した。本実践では、「モデル教材」や「模擬題材」ではなく、実際に起きた事例をもとにすることで生徒の切実性を喚起し、授業を現実社会の文脈に位置付けることを目指した。

授業は、第1に導入でこの問題を各自で分析した。この段階では、生徒は自身の生活経験をもとに祖母に対する対応を考えており、多くの意見に共通したものは「祖母を救うため」、すなわち自己救済を目的とした対応策であった。

第2に、これまでの授業で身につけた知識や概念の活用を示し、本時の資料として「法的な根拠」、「相談窓口の利用」、「制度の活用」に関する資料を配布し、考えを深めていった。ここでは、特に「特定商取引法の申出制度」に着目させ、祖母への対応が「自己の救済」だけでなく、「健全な消費社会の実現」につながることに気付かせる形を取った。また、申出制度利用の現状を提示することで、利用が広まっていない現状にも気付かせることで、消費者市民としての問題意識を持たせていく流れを組んだ。

第3に、既存の知識や各種資料を活用するこ

とを通して、グループで祖母への対応を考える活動を行なった。ここでは、適宜消費生活相談員にグループ内の議論へ参加してもらい、生徒の提案を現実社会の文脈の中で批判・検討する構成をとった。

## (2) B学級におけるカリキュラム構成

### ア. カリキュラム構成

B学級では、Philosophy for Children (以下、P4Cと略記) という方法論を基盤とした授業を実践した。P4Cは子ども自身が問いを立て、その探究方法及び、解決方法を対話の中で考える実践理論である<sup>10</sup>。P4Cの授業論を一言で示すと、社会問題や論争を対話により探究する場を構築することである。現実社会の文脈の中で、様々な見方・考え方が立論可能な事例を対話に基づき分析・解釈してゆく。P4Cの授業に必要な手続きは大きく3点。第1は、空間(場)の作り方である。授業は、子ども達が輪になって座り、コミュニティー・ボールを用いて子ども同士の対話を中心に展開する。第2は、対話の観点である。授業は、子どもが大きな問いを設計し、それを解き明かす形で進む。問いは子どもが設計し、それを皆で解き明かしてゆく。第3は、問いを解き明かす視点である。P4Cでは、主に①意味づけを考える②理由、③意見の前提、④意見の出典、⑤本当か否かの問い直し、⑥具体例、⑦反例という7つのキーワードに基づく対話を行う。子どもたちは、皆で設定した問いをこの7つの観点から探究してゆく方法論である。本学級では、教師の説明ではなく、子どもの探究を基盤とした授業を組織しており、本授業についても同様の方略を採用した。

従来、P4Cに基づく授業実践は教師と生徒両方に相応の経験が無いと困難であると言われている。しかしながら、B学級では既にP4Cの方法論を実施した授業を2度実践しており、そのような学びの履歴があったことで、今回もP4Cによる授業実践が可能となった。

当該学級で行なったP4Cの実践1回目は、社会科において「なぜ難民問題が起こるのか」という問いを立てて実践した。初めてのP4C実践であったことから、初回はコミュニティー・

ボールや対話カードの使い方、ルールを説明した。その後、学級を2つのグループに分け、対話を進めていったが、1つのグループの人数が約20人になり、時間にも限りがあったため、発言する生徒が固定されてしまい、全ての生徒の意見を聞くことができなかった。しかし、難民問題について、これまで学習してきた知識やテレビのニュースなどの生活経験から得た情報などを用いて、人種差別や貧困、宗教、紛争などのことに触れていくなど、真剣な対話活動になっていった。

2回目は道徳において「人生で最も大切なものは何か」という問いを立てて実践した。この時は、生活のグループで対話をするようにした。1つのグループの人数は5～6人である。グループの中で全員が自分の意見を話すことができた。「愛」や「友」、「お金」など様々な意見が出され、さらに違いの意見について質問したり、反論したりするなど、活発な対話活動をすることができた。どちらの実践も生徒自身で問いを見出し、それぞれの価値観に基づいて考えていった。

以上2回のP4C実践を踏まえ、今回のカリキュラムを作成した。プレテストの結果から、

生徒は、消費者問題の状況に陥った場合の選択肢が無いこと、また、対処法が自分の生活からかけ離れたものであり、消費者問題を自分にも起こりうる問題であると捉えていないことが明らかになった。そのため、本単元では、第1時間目から第4時間目まで、教師側から生徒に考えさせたい問いを与え続け、自身の課題意識を持たせていった。その上で、単元の後（5時間目の授業）において、消費者問題について事例を挙げて考えられるようにしていった。

B学級の授業は、A学級と同じカリキュラム（5時間構成）の5時間目で実施した。事前に作成したカリキュラムが以下の表6である。

本授業の目標は、「様々な消費者問題の事例をもとにして、問いに対して自分の考えをもつと共に、仲間との対話を通じて、消費者問題について自分のことだけでなく社会全体のこととして捉え、主体的に関わっていこうという意欲をもつことができる」という点である。

授業では、現実にクレームが寄せられている事例10個を取り上げ、それらを分析してゆく構成をとった。以下はその一例である。

通販でTシャツを買った。届いた商品を見たら、脇の部分が5センチほどほつれていた。

表6：「消費者問題に対して、私たち消費者はどうあるべきか」の授業過程

時 間	○生徒の学習活動 ・ 予想される生徒の反応	◆資料 ・ 指導上の留意点
0	○様々な相談件数を比較する。 ・消費者生活相談はとて多いんだな。	◆消費者生活相談数（2015年） ◆消費者問題の事例10選
5	○消費者問題の事例10選の資料を読む。 ○本時の問いを提示する。 <b>消費者問題に対して、私たち消費者はどうあるべきか。</b>	・消費者問題について、どれかに絞って考えても全体で考えても、その選択は生徒の自由にさせる。
10	○問いに対してp4cグループ対話をする。	・ワークシートを用いて、対話の流れやルールを確認させたり、メモを取らせたりしながら進めていく。
25	○グループ対話の内容を発表する。 ・泣き寝入りをしては、自分のためにも社会全体のためにもならないため、クーリング・オフ制度などの制度を駆使していくべきだ。 ・消費者問題の情報などをたくさん得て、どんな消費者問題があることを知っておくこと。そうすることで回避できることもある。 ・消費者問題にであったことを、自分の中に留めておくのではなく、SNSに書き込むことによって、情報を発信することができる。	<p4c対話のルール> ①コミュニティボールを持っている人が話す。 ②ボールを持っている人はパスすることができる。 ③ボールを持っている人が次に話す人を選ぶことができる。
35	○全体の意見を集約する。	・対話中に聞きたいことがあれば、教師だけでなく、専門家の方にも聞くようにする。
40	○専門家の方にアドバイスをいただく。 (特定商取引法申出制度やCネット東海など、消費者として動くことができるものがあるという内容の話をしていただきます。)	・専門家の方からお話を聞く。
45	○消費者はどうあるべきかについて最終的な自分の考えをまとめる。 わたしたち消費者は、消費者問題に対して、受け身ではなく主体的であるべきだと思います。そのためには、今回のような消費者問題の事例を数多く知っておく必要があるのです。自ら消費者問題の情報を集めたり、自分が発信したりしていくことが大切だと思いました。そうすることで、自分のことだけでなく、同じような被害にあった人のためになったり、その業者が同じことを繰り返したりすることができない社会にしていけると 생각합니다。 ○本時の学習を振り返って、p4cの観点から自己評価する。	◆消費者被害防止ネットワーク東海HP ◆消費者庁公式アカウント (twitter) <b>【評価規準】</b> 主体的に消費者問題についてどのように関わっていくのかについて考えている。(関心・意欲・態度)

すぐにショップに連絡をして、ほつれない商品との交換を申し出たら「パッケージの袋を破って中身を取り出している以上交換はできない規約になっている」と言って断られた。パッケージを破らなければ、中身を確認する事はできない。しかし、規約を確認すると（返品・交換は商品到着8日以内・パッケージ未開封のものに限る）と記載があった。納得できない。

本授業で提示した10個の事例は、すべて消費生活相談員から提示された現実に社会で起きた問題である。A学級同様、モデル的な消費者問題ではなく、現実社会で起きた事例を用いて事例を作成した。

授業は、これら10個の課題に対し、生徒自身が問題点やその対応策を対話の中で組み立ててゆく。正解や特定の合意を求める形は取らず、生徒自身が各々の対応策を班の中で自由に組み立ててゆくことに主軸を置いた。しかし、生徒の知識が不足した場合や、対話や対応策が理想主義的に現実社会の文脈とかけ離れた場合に限り、消費生活相談員に入り、助言をしてもらう形をとった。知識は、あくまでも対話の文脈に応じて専門家から獲得する形を仕掛けた。

イ、授業過程—子どもの探究過程—

P4Cを基盤とした学習であることから、対話は各班で多様な展開をとった。以下は班αで展開した対話である。

生徒：「課題に対してどう思いますか？」  
 生徒：「みんなでこういう問題をシェアしていけばいいと思います。」  
 矢島先生：「もしさ恥ずかしく言いにくいものだった時はどうするの？」  
 生徒：「うーん恥ずかしいこと…」  
 生徒：「まずこういう問題についてどういう制度があるか知ればいい。そうすれば相談先がわかる。」  
 生徒：「他には、消費者問題に対してどうあるべきだと思いますか？」  
 生徒：「critical thinkingがあればひっかからない。」  
 生徒：「じゃあ売り込みを拒否しまくればいいんじゃない？」  
 生徒：「でもさ世の中には衝動買いつてものが

あるよ。」  
 生徒：「でもさそれを抑えればいい。儉約家になればいい。」  
 消費生活アドバイザー：「買いたいものを我慢すればいい？みんなは水とか食品とか買わなきゃ生きていけないのも消費者問題とするために我慢するの？」  
 生徒：「いや欲しいものは欲しいし、買わないといけないものは買わないと…」  
 消費生活アドバイザー：「今言ってくれたように、どうしても必要なものはあるんだよね。でもこんな問題が起きちゃう。じゃあどう私たちはあるべきなのかな？」  
 生徒：「さっきみたいな事例が起きた時には消費者庁に相談することが大切」  
 消費生活アドバイザー：「他の人にもわかってもらえるよう手を打つてことかな。」  
 生徒：「そうすることで国の制度に守ってもらえる。」  
 大学生：「消費者庁に相談することでどんないことがある？」  
 生徒：「国の制度に守ってもらえる。」  
 生徒：「なんで守ってもらえるって言えるの？」  
 生徒：「お金返してくれると思う。」  
 大学生：「それって本当なの？」  
 生徒：「消費者なんとかの人に聞いてみよ！」  
 生徒：「すみません、どんな時にお金返してくれるんですか？」  
 生徒：「消費者生活センターに相談したらお金戻ってきますか？」  
 消費生活アドバイザー：「そうだね。問題を起こした側と困っている人の側でお話し合いができるように消費生活センターは助けるんだよ。それでお互い納得するまで話し合いの手助けをしてお金を戻ってくることも多いよ。」  
 上記の展開から、班αでは以下の対話が展開したことが分かる。まず、生徒は問題に対応するための制度理解の必要性を指摘する。そこから、個々人が批判的思考力を持つ必要性に移行する。その上で、国や省庁の役割へと展開してゆく。そこでは、対話の中で必ずしも国が守ってくれないという指摘もなされ、消費者センターの役割を尋ねる展開を取った。最終的に、この班は



以下の発表を行なった。

「僕たちの班では、まずどんな制度があるか知ることが大切だと思いました。そうすることで被害にあった時どうすればいいか。どんな制度を使えばいいか分かると思います。また相談しに行くことでお金が戻ってきたり解決にもつながります。またクリティカル・シンキングも大切で、できるだけ怪しいものは買いたくないけれど、どうしても買わないといけなくともあるので批判的思考を持って商品を選ぶことも大切です」

班 $\alpha$ では、最終的には①制度理解、②批判的思考力を持つこと、という2つの対応策を提案した。

また、班 $\beta$ では以下の対話が展開した。

生徒：消費者問題でなにか意見ある？

生徒：私たちには話す権利がある。そして企業には聞く義務があるのでは。

生徒：話す権利は（法律などを）調べて知る、聞く義務ははっきり表示することで示すべき。

生徒：「調べて知る」といっても、なにで？インターネットや本は信用できない。

生徒：私たちが聞く権利を行使すれば、事例8や事例10は企業も変わってくれると思う。

生徒：弱い立場にいる人は企業に対して要求していかないといけない。具体的に自分たちはクーリング・オフなどを行っていくとよいのでは。

（矢島先生：消費者問題に遭う前ではなく、自分が消費者問題に遭ったら…という立場で考えるように指示する）

生徒：自分が消費者問題に遭ったら…。腹が立つな。

生徒：商品を作った人を訴えていきたい。

生徒：でも、裁判にはお金がかかるよ。

生徒：裁判だけでなく、訴えることで相手に伝えることが大切なのでは？

生徒：でもなんでもかんでも訴えるべきではないのでは？

生徒：本当に自分に非がないかを考えてから訴えるほうがいいのでは？

生徒：なんでもかんでも訴えてしまうと消費者が強くなりすぎてしまうよ。

生徒：消費者と企業はあくまでも対等であるべ

きではないかな？

生徒：事例に戻ると、事例1～10は消費者が悪いとは思えないよ。

生徒：こうやって客観的に、冷静に考えることが私たちに求められるのではないかな。

生徒：私たちのような若い世代は、社会科などの授業で冷静な判断ができるようにしっかり学ぶべきでは？

生徒：教育の大切さを訴えていく？

生徒：老人世代はどうするべきだろうか。

生徒：若い世代から知識などを広げていくべきではないか。

班 $\beta$ における対話の展開は以下である。まず、権利の行使を基準とした対話が展開した。「私たちが聞く権利を行使すれば、事例8や事例10は企業も変わってくれると思う」にある通り、自身が権利を行使することで企業を変えてゆくことを指摘する。その上で、「消費者と企業はあくまでも対等であるべきではないかな？」という指摘にある通り、消費者と企業の間を関係性を考える段階へ移行した。最後に自分たちが身につけるべき資質（客観的に冷静に考えること）へと展開していった。班 $\beta$ は、最終的に以下の発表を行なった。

消費者問題が自分の身に起こった時は、決まりとか法律を調べたりして、現状を変えてゆくという姿勢を見せてゆくことが必要。法律で消費者の権利を守るために国が動いてくれていると思うが、知らない人も多い。被害者を出さないために自分に起きた事例を客観的に調べて、学ぶ必要がある。

班 $\beta$ が作成したレジュメには、「被害者を出さないために、消費者が知る・学ぶ、（変えてゆこうとする）姿勢を見せる」との記載がある。班 $\beta$ は、自分たちが消費者として学ぶことで、消費者問題の被害者を減らすことが出来ることを言明していた。

以上から、班 $\alpha$ 、班 $\beta$ では、各々の班で社会における自身の主体的な義務と責任、また役割を検討していることがわかる。本授業では、教師から消費者や市民のあり方について説明してはいない。しかしながら、結果的に生徒自身の対話が、教師が設定したゴール（goal）へと

到達させている。教師が一定の知識や見方・考え方を教授・説明することはせずに、消費者市民としての資質育成がなされたと言える。

#### 4. 授業前後における生徒の認識変容

##### (1) A学級における生徒の認識変容

A学級では、授業後に以下4点を目的としたワークシートを実施し、授業前後の意識の変容を調査した。

- 思考の変容の把握
- 消費者問題への関わり方の整理
- 消費者という概念の構築
- 自己の学びの評価

第4章 私たちの暮らしと経済 1節 消費生活と経済 3年( )組( )番( )	
5. 始めと終わりで自分の考えはどのように変わりましたか。また、変わったのはなぜですか。	
6. 単元の学習を終えて、消費者問題に対してどう向き合うべきか、自分の考えをまとめよう。	
7. あなたが考える「消費者」という言葉の意味を短くまとめよう。	
消費者とは、	である。
8. 自分の学びを評価しよう。	
A	消費者問題に関わることが、自己の救済だけでなく、社会の健全化につながることを理解するとともに、今後、積極的に関わろうという意欲をもっている。
B	消費者問題に関わることが、自己の救済だけでなく社会に健全化につながることを理解している。
B'	消費者問題を解決することは自己の救済につながることを理解している。
C	消費者問題に対する関わり方を理解していない。

授業前後に実施した各テストは、一定の相関をもたせた。まず、消費者の定義をプレテストの問5と上記ワークシートの問7で問い、次に解約不可能な際の行動様式をプレテストの問6とワークシートの問6で質問した。この2つの観点について、両テストで相関をもたせることで、授業前後の変容を捉える仕掛けを設計した。ポストテスト問7の全体傾向を示したものが以下である。

表7：消費者の定義（問7）

	購入する人	お金で物やサービスを買っている人	国を支えている人	契約する人	経済活動をする人	サービスを提供される人	ものやサービスがある人	（権利と責任がある）人	（情報判断が出来る）人	（その他）人	（その他）人
「消費者」とは	10	1	8	3	1	8	7	3			

上記からわかる通り、消費者の定義については、プレテストの回答から大きく変化した。例えば、個別回答として、プレテストにおいて「物やサービスなどを使う人たちのこと」と答えた生徒は、ポストテストでは「消費者とは、物を買うことに責任をもつ人である」と答えている。このような傾向は全体としてもみられ、当初は消費者を「お金で物やサービスを購入する人」と答えた割合が96%（26名中25名）であった。しかし、ポストテストでは「権利と責任がある人」「情報判断が出来る人」などの割合が大きく増えたことに加え、「経済の主権者」「権利と責任を持ち、情報をもとに行動する人々」「物を買って、買ったものの責任を持ち、買う時に十分に審議しなければならない人」のように、複数のカテゴリーにまたがる様々な要素を含めて捉え直したことがわかる。

また、消費者問題への向き合い方（問6）についても、多様な回答が見られた。以下は回答の一例である。

• 消費者問題というのは、個人や他人の問題であるのではなく、社会全体の問題である。だから、問題に遭った人と遭わなかった人も、「こういうことがあった」というのを共有し、それを広め、問題に遭いにくくするということが大切だと思った。

• 日本では1960年代に消費者問題が各地で大きな社会問題になって今も続いている中で、自分たちは自立した消費者にならなければいけません。二度とこのような被害を減らしてゆくために、情報を社会全体に拡散することも大切だけど、自分で知識や情報を集めて的確に判断して、それに基づいて行動すること。これは、自分たちでも対策をとらないと減らないから、もっと自立した消費者にならなければいけないことがわかった。

・まずは悪徳商法の種類を知って、万が一引っかけかかってしまった場合は、クーリング・オフ制度を行使出来ることを皆が知っておくべきだと思います。また、自分たちに主権があることをもう一度認識することが大切です。

また、プレテストにて消費者問題を「あきらめる」と回答していた生徒は次のように回答している。

私は、単元の学習を終えて、これから消費者問題が起きたとき、情報を見極めることや、その問題についての情報を、二度と同じような被害が出ないようにするために、社会全体に拡散していくことが大切になってくると思うので、私はこれから、このように消費者問題に向き合えるようにしたいです。

以上のように、自身を能動的市民と位置づけ、社会を主体的に形成してゆく見方を獲得した回答が多かった。全体の傾向としても、「救済措置を求めて然るべき場所へ相談をする」という、「(自身の救済のために)相談する」ことを意図した回答は2名となり、「個人の問題ではなく、社会全体の問題として捉える」「社会の健全化」「情報を他の人と共有する」などの回答が多く目立った。

また、授業の最後に、この授業の学びを4段階で自己評価を行なった。評価の項目は以下である。

表7：授業後の評価項目

A	消費者問題に関わることで、自己の救済だけでなく、社会の健全化につながることを理解するとともに、今後、積極的に関わろうという意欲をもっている。
B	消費者問題に関わることで、自己の救済だけでなく社会の健全化につながることを理解している。
B <sup>-</sup>	消費者問題を解決することが自己の救済に繋がることを理解している。
C	消費者問題に対する関わり方を理解していない。

自己評価の結果を示したものが、表8である<sup>11)</sup>。

表8：授業後の評価の結果

A	B	B <sup>-</sup>	C
30	4	0	0

上記の結果は、当該学級すべての生徒が消費問題の解決が、自己の救済だけでなく社会の健全化につながると理解していることを示している。また、88% (30名) の生徒が消費問題に積極的に関わろうとする意欲をもつことができたという結果を示している。

以上から、本実践は、消費者問題に主体的に関わろうとする消費者市民としての資質の育成が一定程度達成できたと考えられる。

(2) B学級における生徒の認識傾向

B学級では授業において以下のワークシートを用いた。

p4cワークシート

消費生活と経済

年 組 番 ( )

本日の問い：

---

□対話の時のメモに使います。

□問いに対して最終的な考えを書きましょう。

.....

.....

.....

.....

.....

□対話の振り返りをしましょう。(3つの項目のうちそれぞれ1つずつ○をつけましょう。)

	C	B	A
意欲的に仲間の話を聞きましたか？	☹	☺	☺
積極的に話せましたか？	☹	☺	☺
問いを深く考えることができましたか？	☹	☺	☺

対話は、本ワークシートのメモ欄に適宜他者の意見を記述しながら進める形をとった。本授業は、授業の最後に自身の考えを表明することで、班での対話を受けた後の自身の意見を再度整理する仕掛けを組んだ。

以下は、生徒が書いた記述の一例である。

生徒Aの振り返り

僕は消費者問題に対して、自分が問題を訴えていこうとする態度を作っていくことが大切だと思いました。自分に起きた問題を自分だけのものと捉えずに他人が次にこう言った問題に遭うことのないように工夫して伝えていけば消費

者問題への大きな対策へとなっていくとおもいます。

**生徒Bの振り返り**

一人一人の消費者はすごく弱い立場でも、消費者同士が協力して・同じような被害に遭わないようにするために、動きを作っていけると、より消費者の権利が守られた社会になっていくんじゃないかと思いました。自分で情報を集めたり、自分でそのことについて考たり判断したりしていくことで、その姿に近づくとと思うので、一人一人が意識していけるようにしたいと思いました。

上記2人の生徒は、事前アンケートの「解約できない場合どうするか」という問いに対して、2人とも「諦めます」と短い言葉で書いていた生徒であった。本時の授業を通して、消費者問題に対して、ただ単に泣き寝入りするのではなく、自分の問題として捉えて、消費者問題について知識を得たり、対処法を学んだりすることができている。また、対処するにも、自分が動くことで、自分だけでなく、社会全体を動かすことにつながることも考えられていることがわかった。

上記の傾向は、当該の2人以外の生徒についてもみられ、消費者問題を自分の問題として捉え、対処法を学び、社会全体を動かすことにつながることにについて考えられている生徒が多数みられた。

また、ワークシートの最後に対話活動について自己評価する項目を作り調査した。その結果を示したものが表9である。

表9：P4Cの振り返り

	A	B	C
意欲的に仲間のお話をききましたか？	26	13	0
積極的に離せましたか？	20	19	0
問いを深く考えることができましたか？	29	10	0

「意欲的に仲間のお話を聞けましたか？」という問いについては、26人の生徒がA評価（とてもできた）に○をつけた。「積極的に話せましたか？」という問いについては、20人の生徒がA評価をつけた。「問いを深く考えることができ

ましたか？」という問いについては、29人の生徒がA評価をつけた。以上から、P4Cを基盤とした本実践は、生徒がとても意欲的に対話活動に取り組めたことがわかる。

**5. 社会科教育研究の可能性**

本研究の意義は以下2点である。第1は、教師による授業のゲートキーピングの方法を示したことである。社会科授業実践の研究は、理想的なモデル指導案を作成し、実施することだけではない。むしろ、指導案の理想化は、教師へ一定程度強制力を持ち、教師のゲートキーピング力を削いでしまう可能性がある。授業は、目の前の子どもの興味関心を捉え、また、彼らが持つ社会認識や市民的資質の段階や内容を見極め、それらに基づきデザインしてゆく必要がある。本研究が示した2つの授業方略は、学級に合わせたゲートキーピングの方略を示している。授業は、同じ教科書、同じ単元であっても、対象の子どもの文脈に合わせて再構成する必要がある。

第2は、社会科教育を通じた社会的レリバンスの構築のあり方を示したことである。社会科は目標を基盤に内容・方法を取捨選択する。しかし、社会科教育で扱う知識や概念は、現実社会と乖離した理想主義的なものか、もしくは知識や概念その暫定的な性質が十分に示されていないこともある。そのため、授業内で行われる子どもの判断が社会的な妥当性を担保していない場合もある。授業での意思決定や合意形成が、現実社会から乖離した、実現可能なものではないのである。本実践は、授業内の議論や対話、分析枠組みを消費生活相談員を交えて行い、社会の文脈でそれを成立させた。学校と社会をコミュニケーションさせることで、授業を社会へ公開し、その実践を社会的レリバンスに耐えうるものとして示した<sup>12)</sup>。

現在、教科教育学は、コンピテンシー育成論や新しい評価論の枠組みの中で、その位置づけが捉えなおされている。社会科教育実践及び社会科教育研究には何が出来るのか。本研究が示した、教師のゲートキーピングを基盤とした実践の方略は、教科教育実践の一つのあり方を示している。

1 田中伸・高木友美・北川住江「消費者市民社会の構築を目指した教育実践開発方略—未来社会の創造を目指した主権者育成論としての消費者教育実践—」『岐阜大学教育学部研究紀要』第65巻1号, 2016, p.39-52。本論文では学習指導要領, 中学校社会科公民教科書及び消費者教育の先行研究を分析し, 消費者教育研究及び実践の到達点を典型的に示した。

2 「消費者教育推進のための課題と方向」消費者教育推進会議, 2012, p.5。

3 例えば, 日本消費者教育学会関東支部監修『新しい消費者教育—これからの消費生活を考える—』慶應義塾大学出版会, 2016, 岩本諭・谷村賢治編『消費者市民社会の構築と消費者教育』晃洋書房, 2013 などがある。

4 教師のゲートキーピングについては, Stephen J. Thornton著, 渡部竜也, 山田秀和, 田中伸, 堀田諭共訳『教師のゲートキーピング—主体的な学習者を生む社会科カリキュラムに向けて—』春風社, 2012, 草原和博「目標を意識して内容を再構成出来る教師のしたたかさ」『社会科教育』明治図書, 2016年8月号, pp.12-15, 渡部竜也「学習指導要領を生かすも殺すも個々の教師次第」『社会科教育』明治図書, 2016年8月号, pp.16-19参照。

5 現実社会の文脈及び生徒が持つ既存の認識や価値観を用いた社会科教育の原理的研究は, コミュニケーション理論を基盤とした研究がある。詳細は田中伸「コミュニケーション理論に基づく社会科教育論—『社会と折り合いをつける力』の育成を目指した授業デザイナー—」『社会科研究』全国社会科教育学会, 83号, 2016, pp.1-12, 及びNoboru TANAKA, History Learning as Citizenship Education; Collaborative Learning based on Luhmann's Theory of Communication, The Journal of Social Studies Education, The International Social Studies Association, Vo.5, 2016, pp.57-70.参照。

6 本研究は, 前掲からの継続研究であるため, 同じ質問内容を用いて調査を行なった。各質問内容の詳細については, 前掲1)参照。本研究では, 質問紙の中で主に問5と問6に焦点化して授業開発を行なった。

7 類型は前掲1の枠組みを基盤とし, 当該学級の傾向を新たに加えて整理した。

8 二つの領域に跨る回答は双方でカウントしたため, 総数は26を超過している。

9 A学級の実践は岐阜大学教育学部附属中学校教諭の前田佳洋氏, B学級の実践は同中学校教諭の矢島

徳宗氏が実践した。実践場所は共に岐阜大学教育学部附属中学校。実践日は共に2016年11月22日である。10 P4Cの授業論を一言で示すと, 社会問題や論争を対話により探究する場を構築することである。現実社会の文脈の中で, 様々な見方・考え方が立論可能な事例を対話に基づき分析・解釈してゆく。P4Cの授業に必要な手続きは大きく3点。第1は, 空間(場)の作り方である。授業は, 子ども達が輪になって座り, コミュニティー・ボールを用いて子ども同士の対話を中心に展開する。第2は, 対話の観点である。授業は, 子どもが大きな問いを設計し, それを解き明かす形で進む。問いは子どもが設計し, それを皆で解き明かしてゆく。第3は, 問いを解き明かす視点である。P4Cでは, 主に①意味づけを考える②理由, ③意見の前提, ④意見の出典, ⑤本当か否かの問い直し, ⑥具体例, ⑦反例という7つのキーワードに基づく対話を行う。子どもたちは, 皆で設定した問いをこの7つの観点から探究してゆく。子どもが問いを立てる方略を示した先駆的な社会科教育研究として, 福井氏の研究がある(福井駿「問いを立てることを学習する哲学教育—米国初等後期用教科書Philosophy for Kidsの場合—」『日本社会科教育学会誌』日本社会科教育学会, 第37巻第3号, 2014年, pp.23-32)。

11 授業回収時における授業出席者の関係から, 事前アンケートが回収できた生徒数とは差がある。

12 社会科教育と社会的レリバンスの関係については, 以下で詳細に論じている。田中伸「社会科教育を用いた社会的レリバンスの構築—コミュニケーション理論を用いた授業開発方略—」『教科教育学研究の可能性を求めて』風間書房, 2017, pp.105-114。なお, 社会的レリバンスについては, 本田由紀「カリキュラムの社会的意義」『カリキュラム・イノベーション』東京大学出版会, 2015, p.27-40, 本田由紀「教育と職業との関係をどうつなぐか—垂直的/水平的多様性の観点から—」『社会のなかの教育』岩波書店, 2016, pp.169-198, が詳しい。

#### 謝辞

本授業をデザイン・実践するにあたり, 消費生活アドバイザー・消費生活専門相談員の高木友美氏, 北川住江氏にご支援を頂いた。